

4 計画期間における汚水処理施設の整備方針

(1) 公共下水道

公共下水道事業については、現行の事業認可区域内での整備を基本とします。

なお、それ以外の区域については、公共下水道事業の整備期間が長期にわたることから、公共下水道以外の汚水処理施設の設置等を促進し公共用水域の保全等を図ります。

整備においては、市民のニーズや既存の合併処理浄化槽整備状況等を踏まえ、整備効果の高い区域について優先的に整備するとともに、新技術の採用等によるコスト縮減対策、官民連携による事業手法の検討等により、効率的な事業執行に努めます。

また、事業執行における限られた財源を有効に活用するために、公共下水道への接続推進を図りながら、利用者の視点での適正な維持管理の推進や効率的な施設の改築・更新を行い、総合的な維持管理費用の削減に努めます。

短期的目標 : 国で示す汚水処理の 10 年概成（令和 8 年度）を踏まえ、人口密度が高い区域などの地域特性を考慮しながら整備を進めます。

中・長期的目標 : 区域の人口構成を踏まえ、公共下水道への早期接続などが見込まれる区域を見極めながら整備を進めます。

ストックマネジメント計画に基づき、施設に異常が発生する前に整備を行うことで、効率的な管理と持続可能な汚水処理の運営を行います。

(2) 農業集落排水

農業集落排水は、今後改築・更新の時期を迎え維持管理費の増大が見込まれ、汚水処理の効率化を図り安定した事業経営を行う上でも公共下水道への接続など汚水処理施設の統廃合は有効ですが、整備の時期や財源の確保などの課題も多いことから、当面はもっとも効率的な管理・運営に努め、公共下水道へ統合を行うのか単独の管理運営を行うのか、早期に検討を行っていきます。

短期的目標 : 施設の点検・調査に基づくストックマネジメントの導入検討や、区域の人口動向等を踏まえ公共下水道へ統合を行うのか引き続き単独の管理運営を行うのか、関係機関と協議を行います。

中・長期的目標 : スtockマネジメントの導入により、施設に異常が発生する前に整備を行うことで、必要な機能を持続させ効率的な管理と持続可能な汚水処理の運営を行います。

(3) 浄化槽及び汲み取り便槽

事業認可区域以外については、合併処理浄化槽の整備を促進します。

現在の合併処理浄化槽は、民間開発も含め個別処理により年間約 300 基整備されていますが、現行の事業認可区域以外は既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽について、

時間軸を考慮した合併処理浄化槽への更なる転換を促進します。

今後は、事業認可区域外の市街化区域において、合併処理浄化槽の整備促進と安定した水質確保を促すため、新たに「合併処理浄化槽整備重点地区」を設け、当該地区における補助制度の拡充を検討し、年間の整備基数を更に約 100 基増やすことを目指します。

なお、合併処理浄化槽の施設機能を十分に発揮させるため、適正な維持管理を促します。

短期的目標 : 事業認可区域以外の住宅が密集する市街化区域について、新たに重点地区を設け整備を促進します。

中・長期的目標 : 区域の人口動向を踏まえ、認可区域以外の市内全域において整備を促進します。

(4) 民間開発に伴う集合処理施設（コミュニティプラント）

民間開発に伴う集合処理施設（コミュニティプラント）は、施設管理者と水質等必要な情報を共有し、法令にのっとり将来にわたり安定した水質管理の確保につながるよう、連携しながら適切に対応してまいります。

短・中・長期的目標 : 施設管理者等と連携しながら、将来にわたり適切な排水管理の維持に努めます。

福島市污水处理施設整備等方針図

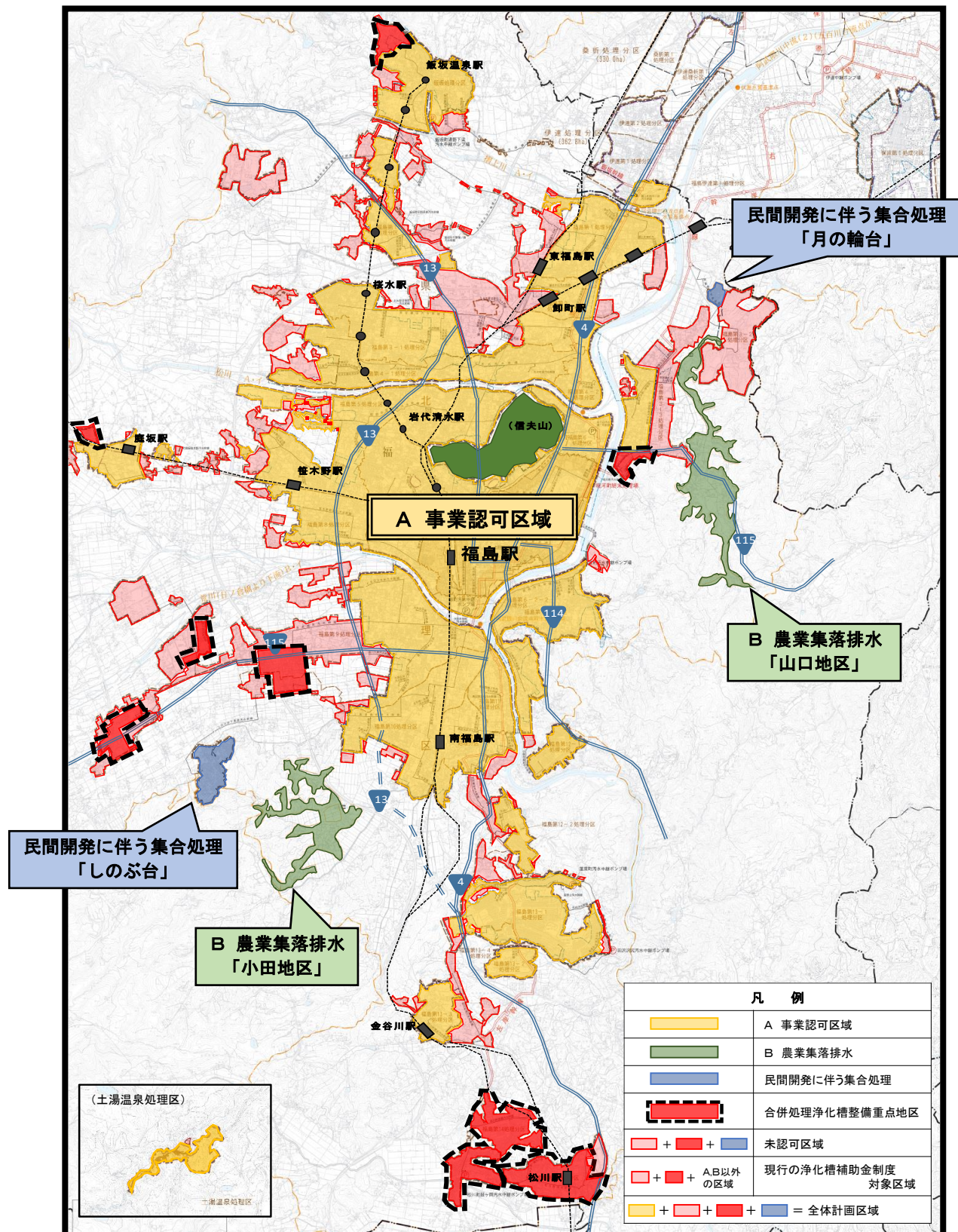


図7 福島市污水处理施設整備等方針図